

放総第0156号

令和8年7月28日

放送大学学園理事長

高橋道和

放送大学学長選考の基準の公表について

放送大学学長の任免の基準及び任期に関する規則（平成26年放送大学学園規則第2号）第2条第1項に規定する選考の基準が学長選考・監察会議において定められましたので、別添のとおり公表します。

学長選考の基準

令和8年7月23日

放送大学学長選考・監察会議

放送大学学長の任免の基準及び任期に関する規則（平成26年放送大学学園規則第2号）
第2条第1項の規定に基づく学長選考の基準について、以下のとおり定める。

1. 学長に求められる資質・能力

別添「次期放送大学長に求められる学長像」を基準とする。

2. 選考の手続・方法等

放送大学学長選考・監察会議における学長選考等の手続に関する規程（平成26年学長選考会議規程第1号）第3条から第7条まで並びに放送大学学長選考・監察会議における学長選考手続に関する実施細則（平成26年学長選考会議規程第2号）第3条及び第4条の規定に基づき、以下のとおりとする。

① 学長選考・監察会議委員又は教授会の構成員からの学長候補適任者の推薦受付期間

令和8年8月3日（月）から9月1日（火）まで

② 学長候補者の所信表明書等の提出期間

令和8年9月14日（月）から10月5日（月）まで

③ 学長候補者の面接を実施する期間

令和8年10月27日（火）

※やむを得ない事由が生じた場合は令和8年11月30日（月）までの間に実施する。

④ 教授会の意見の聴取を求める場合の期限

令和8年11月30日（月）

⑤ 役職員から意見を聴取する場合の期間

令和8年11月18日（水）から令和8年11月25日（水）まで

⑥ 学長予定者の選考の期限

令和9年1月29日（金）

以 上

令和8年7月23日
放送大学学長選考・監察会議

1. 放送大学の役割

放送大学は、放送大学学園法に基づいて設立された通信制大学として、テレビ・ラジオ及びインターネットなどの多様なメディアを活用するとともに、全国各地の学習センター等において大学教育を提供し、我が国における生涯学習の中核的機関としての役割を果たしている。

今後はさらに、学術研究の一層の充実を図るとともに、より効果的な教育手法等の研究開発を推進し、遠隔高等教育機関としての強みをさらに伸長させていくことで、合理的配慮を必要とする学生、若年者層、海外在住者等も含め、学習の機会を必要とする誰もが遠隔で質の高い高等教育を受けられる体制を整えることが期待されている。

また、大学をはじめとする他の高等教育機関等との連携を推進し、本学が保有する教育コンテンツの活用普及、メディアの特性を踏まえた効果的な教育手法の展開や協働を促進することにより、我が国における高等教育の機能強化に寄与していくことも期待されている。

2. 放送大学における当面の具体的課題

【教育の充実】

教育の質をより一層向上させることにより放送大学の魅力を高め、学生確保につなげること。

- ・リカレント教育・リスキリングや、数理・データサイエンス・AI、理工系人材の育成等、社会と時代のニーズを踏まえた教育の充実
- ・多様なメディアの特性を生かした効果的な教育の実施
- ・IBTの高度化や新たな成績評価手法の開発による成績評価の厳格性・公正性向上
- ・大学院における教育システムの改善

【研究の充実】

教員の研究をより充実させるとともに、組織的に新たな教育手法等の研究開発を促進し、それらの研究成果を放送大学の教育に生かし、ひいては社会に還元していくこと。

- ・研究支援方策の充実や研究環境の一層の整備
- ・次世代教育研究開発センターを中心とした新たな教育手法の研究開発

【国際展開】

海外における日本語での高等教育及び生涯教育のニーズへの幅広い対応を推進すること。

- ・海外在住者の受入れの促進及び全科履修生等受入れに向けた体制整備

【学習センターの活用】

社会や本学の状況の変化を踏まえ、学習センターの学びの拠点としての機能の充実を図ること。

- ・コンパクトで高機能な学習センターの実現に向けた取組の推進
- ・多様な学生に対するサポート機能の充実

【デジタル化と DX の推進】

放送大学の諸活動におけるデジタル化を推進し、その質を向上させるとともに、デジタル・トランスフォーメーションによる教育研究の高度化を行うこと。

- ・教育研究や業務における AI の適切かつ効果的な利活用
- ・教務情報システムの刷新、教材の電子化、メディア授業の拡充等による学習環境の向上

【他機関との連携の推進】

大学をはじめとする他機関との連携を推進し、放送大学の教育コンテンツや教育手法により、他機関における教育の質向上や経営効率化の取組促進に寄与すること。

- ・教育課程上の特例制度を活用した連携の促進

3. 求められる学長の資質・能力

上記のような放送大学の役割を果たし、具体的課題に着実に対処していくため、その学長は、以下の資質及び能力を備えていることが求められる。

- ① 学生及び教職員をはじめ社会から信頼を得るに足る、高潔な人格と優れた学識を有し、かつ、放送大学における教育研究活動を活性化し、発展させる意欲と能力を有すること。
- ② 大学を取り巻く状況の変化を的確にとらえ、迅速・柔軟に対応するとともに、教学マネジメントの確立に向けて学長として優れたリーダーシップと行動力を発揮し、構成員と連携してガバナンス等の必要な改革を推進できること。
- ③ 学長として放送大学の教育、研究、社会貢献及び大学運営等の諸活動に明確なビジョンを示すとともに、経営的な側面に関して放送大学学園理事会と協働しながら、適切に施策を実行できること。

以 上